

令和6年7月14日

＜佐々木 朗＞

日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部内規(一部修正)

- 第1条 本支部は、日本アマチュア無線連盟渡島檜山支部(以下支部)といい、事務局を支部長宅に置き、その組織及び運営等を定める。
- 第2条 本支部は、日本アマチュア無線連盟の一組織として、無線通信技術の向上、会員の友好と親睦、災害時の通信の協力など社会貢献に寄与するとともに、アマチュア無線の普及・振興・発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 支部大会の開催
 - 2 アマチュア無線の普及・振興・発展のための事業
 - 3 電波利用の秩序の維持のための事業
 - 4 災害時に備えた非常通信の訓練及び災害時における非常通信の実施
 - 5 会員相互の友好と親睦を図る事業
 - 6 電波利用に関する知識や技能向上を図るための講習会、研究会、競技会の実施
 - 7 支部の活動の情報発信に関わる事業
 - 8 その他、第2条の目的を達成するための諸活動
- 第4条 本支部の会員は渡島檜山に住所のあるJARL会員とする。
- 第5条 本支部には次の役員を置き、その任務は以下の通りとする。
- 1 支部長は、支部の会員や支部役員を把握し、支部の運営を司る。
 - 2 総務幹事は、支部長を助け、支部の総務に関する事務を所掌すると共に、支部役員との連絡・調整を図る。
 - 3 常任幹事は、総務幹事を助け、支部の総務に関する事務を所掌すると共に、支部役員との連絡・調整を図る。
 - 4 会計幹事は、支部長を助け、支部の会計および財産に関する事務を行う。
 - 5 幹事は、支部の各事業を受け持ち、事業の推進に協力する。
- 第6条 役員の任期は、支部長の任期に連動し、役員は支部長が任命する。支部長は、必要に応じて、任期途中でも新役員を任命、又は罷免することができる。
- 第7条 役員会は、必要に応じて支部長が招集し、本支部の執行に必要な事項を決定する。
- (1)役員会の議事は、役員の意見を聞き、支部長が決する。
 - (2)役員会には、会員のどなたも参加することができ、意見を述べることができる。
- 第8条 支部長、総務幹事、常任幹事、会計幹事を支部四役と称し、危機管理、緊急

な事項について協議することができる。この時は、次の役員会に報告し、承認を受ける。

第 9 条 支部には役員他に、協力員を置くことができる。協力員は、役員の指揮のもと、個別の事業の推進に携わる。

第 10 条 支部には役員のほかに、相談役を置くことができる。支部長は、支部運営にかかわる重要な事項について、相談役に相談を求めることができる。

第 11 条 役員会の内容については、外部に公表することを控えるべきと支部長が判断したもの以外は、公表を原則とする。

第 12 条 この会の組織にJARL渡島檜山支部監査指導委員会を位置づける。監査指導委員は、役員以外からも選出することができる。

第 13 条 事業年度及び会計年度は、日本アマチュア無線連盟定時社員総会に連動する。

第 14 条 支部内規の改定は役員会で行う。

付則2020年11月1日 第二回役員会で決議

付則2024年7月14日 第一回役員会で一部修正提案